

## 新市建設計画の見直し（計画期間延長）について

## 【新市建設計画】

市町村合併に際し、合併後の新市を建設していくうえでの基本方針と、その実現のための施策や財政計画等をまとめた計画。平成16年12月南庄内合併協議会において策定。

## 【経過】

- |          |   |
|----------|---|
| 平成16年12月 | 新市建設計画策定  |
| 平成24年6月  | 「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」に改正  |
| 平成27年3月  | 新市建設計画の変更<br>改正内容：期間の延長（令和2年度までに変更）<br>財政計画の修正<br>気象・人口等、統計データの時点修正   |
| 平成30年4月  | 「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」に改正<br>法律改正概要（別紙1のとおり）<br>改正内容：東日本大震災の被災市町村以外の市町村について<br>合併特例債の発行可能期間の「15年度」を「20年度」に延長（東日本大震災の被災市町村については「20年度」を「25年度」）するもの |

## 【計画期間の延長】

「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成30年4月25日法律第19号）」に基づき、合併特例債の発行可能期間が5年間延長されたことから、本市の**新市建設計画の計画期間を5年間延長**するもの。

なお、改正にあたっては気象・人口等の統計データの修正および財政計画の時点修正を行う。

現計画期間：平成17年度～令和2年度

改正計画期間：平成17年度～令和7年度

## 【主な変更点】

序論	期間の変更 「平成 17 年度から令和 2 年度まで」を → 「令和 7 年度まで」に
新市の概況	気象、人口などの数値変更
主要指標の見通し	将来推計人口などの変更
新市建設の基本方針	土地利用現況の修正
財政計画	歳入・歳出に係る推計値の修正

## 【今後のスケジュール】

時 期		内 容
令和 2 年	8 月	県へ事前協議申請（※1、※2 は想定）
	9 月	地域振興懇談会への報告 ※1 県からの質問（事前協議）
	10 月	※2 県への回答（事前協議）
	11 月	市議会説明（議員全員説明会）（11/下旬） パブリックコメント開始（11/末～3 週間）
	12 月	パブリックコメント終了（12/中旬） 県知事協議申請（本協議）（12/下旬）
令和 3 年	1 月	
	2 月	県知事協議回答（本協議）（2 月上旬） 議案起案・決裁 議案の総務部提出 議案印刷 議員への議案送付
	3 月 議決後	市議会へ上程 公表、知事、総務大臣へ送付

担当：企画部政策企画課

## 新市建設計画の見直し（計画期間延長）について

「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年 4 月 25 日法律第 19 号）」に基づき、合併特例債の発行可能期間が 5 年間延長されたことから、**本市の新市建設計画（現計画期間：平成 17 年度～令和 2 年度）の期間を 5 年間延長し、「令和 7 年度まで」に変更するもの。**

### 1. これまでの経緯

- (1) 旧合併特例法（H17.3.31 失効。ただし、次の措置はなお効力を有するもの）
  - ・平成 18 年 3 月 31 日まで合併した市町村について、**合併が行われた年度及びこれに続く 10 年度に限り**、特例的な地方債（合併特例債）を発行可能とすることを措置
- (2) 東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律（平成 23 年法律第 102 号）を制定
  - ・合併特例債の発行可能期間を次に記載の年度まで延長
    - ①東日本大震災の被災市町村について、(1)の「10 年度」を「15 年度」に延長
- (3) 平成 24 年改正（題名改正：東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律）
  - ・合併特例債の発行可能期間を次に記載の年度まで延長
    - ①東日本大震災の被災市町村について(2)の「15 年度」を「20 年度」
    - ②東日本大震災の被災市町村以外の市町村について(1)の「10 年度」を「15 年度※」

**※本市の新市建設計画の計画期間も「15 年度（H17～H32）」に変更済（H26 実施）**

### 2. 改正の趣旨

- (1) 平成 24 年改正以降、平成 28 年熊本地震等の相次ぐ大規模災害や、全国的な建設需要の増大、東日本大震災の被災市町村における人口動態の変化等により、合併市町村の市町村建設計画に盛り込まれた事業の実施に支障が生じている状況
- (2) これらを踏まえ、合併特例債の発行可能期間の(再)延長を行う必要が生じたもの。

### 3. 改正の概要

- (1) 上記 1. (3)の「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」を改正し、合併特例債の発行可能期間を 5 年延長するもの。
  - ・合併特例債の発行可能期間を次に記載の年度まで延長
    - ①東日本大震災の被災市町村について(3)の「20 年度」を「25 年度」に
    - ②東日本大震災の被災市町村以外の市町村について(3)の「15 年度」を「20 年度」に
- (2) 題名改正：「東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」